

平成 24 年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について

1. 平成 24 年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算（36.5%分）と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」（仮称。以下同じ。）により 2 分の 1 を確保するものとし、このことを法律上・予算上明確にする。
2. 平成 24 年度の年金差額分の国庫負担を行うための「年金交付国債」については、具体的には、以下による。
 - ① 政府は、平成 24 年度の年金差額分と運用収入相当額（譲渡可能な国債での運用により得られる収益と同等になるよう算定）とを合算した額の「年金交付国債」を発行する。
 - ② 「年金交付国債」の具体的な償還スケジュール等は、税制抜本改革の具体案の決定を受けて、決定する。
 - ③ 「年金交付国債」の償還財源には、税制抜本改革により確保される財源（消費税収）を充てる。償還は、税制抜本改革の実施後において、毎年度、予め定める一定額を限り行うことができるものとし、政府は、償還の請求を受けた場合は、速やかに償還に応じるものとする。
 - ④ 年金財政の安定的な運営に著しい支障が生じるおそれがある場合など、財務・厚生労働両大臣が協議の上で特に必要と認めるときは、予算で定めるところにより、③で定める毎年度の上限額を超えて「年金交付国債」を償還することができるものとする。
3. 平成 25 年度から税制抜本改革により安定財源を確保するまでの間の年金差額分の取扱いは、現行法の「必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずる」との規定に沿って、引き続き検討する。
4. 過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要となる財源の確保策について、引き続き検討する。

平成 23 年 12 月 22 日

財務大臣

厚生労働大臣

大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。

民主党政策調査会長